

議 長 日程第3「議案第42号松田町職員の給与に関する条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町職員の給与に関する条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告を鑑み、職員の給与等の改定及び成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により成年被後見人の人権が適正に尊重されるよう制限の適正化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 議案第42号松田町職員の給与に関する条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の給与条例等の改正につきましては、人事院の給与勧告に基づくものと、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をあわせて一部改正するものでございます。

まず第1条で、松田町職員の給与に関する条例の一部改正といたしましては、国家公務員の給与改定に準じて町職員の給与条例を一部改正するものでございますが、施行日、期日の違いから各条立てで一部改正を行ってございます。本年の給与勧告のポイントといたしましては、月例給、ボーナスともに引き上げがされ、民間企業との格差0.09%を埋めるために俸給表の水準を引き上げます。また、ボーナスの引き上げについては、0.05月分を民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当に配分するものでございます。

それでは1ページおめくりください。松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。この条例の一部改正につきましては、先ほど申し上げまし

たとおり、月例給とボーナス等の引き上げでございます。新旧対照表をもってですね、説明をさせていただきますので、参考資料の1ページをお願いしたいと思います。A4判の横型になります。

まず、勤勉手当、21条でございます。第2項第1号におきまして、勤勉手当の支給総額を100分の92.5を100分の97.5に改正するものでございます。12月の勤勉手当になります。

下段の別表第1につきましては、2ページから16ページにかけまして、一般職の俸給表と医師職俸給表の改正になります。今回の表の改正につきましては、初任給については1,500円程度、若年層の俸給表について1,000円程度の引き上げの改正でございまして、その他の俸給については基本的には据え置きという状態でございます。

松田町におきましては、行政職俸給表1のほかにはですね、医師職俸給表、それと行政職俸給表2がございしますが、それぞれの行政職俸給表1に準じて改定しております。ボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うよう引き上げ、4.45月分から4.5月分に引き上げ、これを勤勉手当に配分をしております。

次に17ページをお開きください。第2条関係でございます。住居手当の支給額の上限が引き上げられました。これまで2万7,000円の上限額が2万8,000円に上限額が変わりましたので、ここの引き上げを改正するものでございます。また、21条第2項第1号、先ほど第1条関係で引き上げを行っておりますけれども、来年度以降の支給に関しましては平準化を保つためにですね、ここで改正を行っております。97.5を95.0に改正するものでございます。

次に18ページをお願いいたします。第3条関係の改正でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。令和元年6月14日公布されてございます。これは成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当な差別を受けないよう、その資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている各制度につきまして、これらの欠格事項から削除するものでございます。町職員の給与に関する条例の条文内に、地方公務員法を引用している条文がござ

いますので、その条文、要は欠格事項からそこを削除するものでございます。

第20条から下段の第20条の2、条文中、法第16条第1号に規定する欠格事項の該当部分を削除いたします。ここに書かれているのは、成年被後見人及び被保佐人という形で規定されておりますが、その部分を削除するというものでございます。

また、第20条の2第3号、第4号では、禁錮の後にですね、括弧で（こ）という振り仮名がついております。この（こ）をですね、削除いたします。

この改正がですね、第20条の3第1項第1号から、次のページにわたって、20ページになりますけれども、第3項第1号で同様の改正を行っているものでございます。

第21条、20ページの下段になります。21条、勤勉手当から21ページの第22条にかけましては、同様に欠格事項に関係する部分、先ほど申しました成年被後見人と被保佐人、この文言を削除するというのと、あとは字句の修正を行っております。

最後、22ページでございますが、第4条関係でございます。松田町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第24条第2項第2号におきまして、児童福祉法第34条の20第1項第4号の成年被後見人または被保佐人を削除するものであります。

それでは、本文のほうへお戻りいただきまして、9ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日でございますが、1、この条例の第1条は公布の日から施行し、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例、別表の規定は平成31年4月1日から適用します。改正後の条例第21条第2項の規定につきましては、令和元年12月1日から適用と。

2、この条例の第2条は、令和2年4月1日から施行するというのと、3、この条例の第3条及び第4条は令和元年12月14日から施行する。この12月14日というのが、6月14日に先ほど申しました法律のほうの改正がございましてから6カ月をもって施行するという規定でございますので、12月14日から施行するという規定でございます。

4、給与の内払いといたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合にお

いては、改正前の松田町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与につきましては、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞きをしたいと思います。この9ページ、条例のですね、9ページ等でございますけれども、失職規定、「法第28条第4項の規定により失職し」というのが、この一部改正で削るという改正ですけれども、この部分につきましては、職員が成年被後見人となった場合にですね、今までは失効するという規定だったんですけれども、その法律自体がですね、該当がないというふうに規定をされて、成年被後見人とされてもですね、松田町職員としては失職をしないというふうに理解してよろしいのか。単にこの一部改正の中の条項中ですね、その言葉を削っただけなのか。その確認をしたいと思います。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。不当な差別を受けないというところで、文言については削除すると。職員としてはですね、その失職はしないということですが、それについては当然、休職とかですね、あとは職員の分限処分、こういったものがきちんと今、整備されておりますので、状況によってはそういったところで処分が下されるという部分はあるかと思いますが、基本的には不当な差別を受けないというところで規定されているところでございます。

6 番 井 上 再度確認しますけれども、成年被後見人となった場合にですね、失職はしないだけけれどもということで、それ以外の処分はあり得るということで、それを今、精査中だという理解でよろしいでしょうか。

参事兼総務課長 精査中ということではなくてですね、もう既にそういった制度が整っているというところで、そういったところで処分がもし可能…するとするのであれば、そういった制度がきちんと整っている中で処分ができるというところ、ということと理解をしております。

議 長 そのほかございませんでしょうか。

1 2 番 大 館 この条例改正によって、町の人件費に対する影響額、どのくらいになるのでしょうか。

参事兼総務課長 すいません。今回のですね、人事院勧告に伴って人件費への影響額ということで、基本的に基本給とボーナス部分の引き上げになりますので、合わせて343万5,000円の積算で見込んでございます。

12番 大 舘 必然的にというか、経常経費の比率というのが上がるわけじゃないですか。それは何%ぐらいになるのかな。

いいです。じゃあ後でいいです。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第42号松田町職員の給与に関する条例及び松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。